

環 備 - 961

令和5年2月1日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るイベント・行事等に関する開催制限
の見直しについて (通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年1月30日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症に係るイベント・行事等に関する開催制限の見直しが決定されましたので、お知らせします。

この見直しにより、これまで収容率上限を50%としていた「大声あり」のイベント・行事等について、基本的な感染対策の実施を前提とし（参加人数が500人超の場合は感染防止安全計画書の提出が必要）、収容率上限を100%にすることが可能になります。

引き続き基本的な感染防止対策に努められるとともに、今後とも貴協会会員を通じ、周知に御協力くださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・ イベント・行事等に関する開催制限の見直しについて（令和5年1月30日付け、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部）

【担当】

秋田県生活環境部

環境整備課 廃棄物対策班 伊藤

電 話：018-860-1624

E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp

イベント・行事等に関する開催制限の見直しについて

令和5年1月30日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の一部変更に伴い、国におけるイベント・行事等に関する開催制限の目安が見直されたことから、本県も同様に変更する。

○ 変更内容

「大声あり」のイベント・行事等について、収容率上限を50%としていたが、イベント・行事等の開催に必要な基本的な感染対策の実施を前提に（参加人数が5千人超の場合は感染防止安全計画書の提出により）、収容率上限を100%とする。

		大声あり	大声なし	
		※大声（観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント	※左記以外	
常設で収容定員が設定されているものの参加人数上限 （例：ホールでの催事、スポーツ施設での大会・興行等）	定員 5,000人以下	定員の 50%	定員の 100%	
	定員 5,001人～10,000人		5,000人	感染防止安全計画書を提出する場合
	定員 10,000人超		定員の 50%	定員の 100%
野外など収容定員が設定されていないものに必要な措置 （例：お祭り、花火大会等）	参加人数 5,000人以下	参加人数にあわせて 十分な人と人との間隔を確保 （できるだけ2m、最低1m）	参加人数にあわせて 人と人との間隔を確保	
	参加人数 5,000人超		参加人数にあわせて 十分な人と人との間隔を確保 （できるだけ2m、最低1m）	参加人数にあわせて 人と人との間隔を確保 （できるだけ2m、最低1m）

大声あり・なしの区分を廃止